兵庫県公報

令和2年8月18日 火曜日 第 132 号

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通

 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

| 告示 | ۸° –پُٽ |
|--|---------|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 | |
| び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定(地域福祉課) | 2 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 | |
| び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出(同) | 2 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 | |
| び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定(同) | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 | |
| び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の | |
| 届出(同) | 3 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 | |
| び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定(同) | 4 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 | |
| び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更及び廃止の | |
| 届出(同) | 5 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可(同) | 7 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知(契約管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 〇同 上(同) | 7 |
| ○同 上(同) | 8 |
| 〇同 上(同) | 8 |
| 〇同 上(同) | 8 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知(同)···································· | 8 |
| 〇同 上(同) | 9 |
| 〇同 上(同) | 9 |
| ○ 平成10年兵庫県告示第374号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正(砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等(都市政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 |
| ○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課) | 10 |
| ○ 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新(建築指導課) · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 10 |
| ○ 道路の位置指定(東播磨県民局) | 11 |
| ○ 重要調整池に係る検査の結果(但馬県民局)···································· | 11 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定(丹波県民局) ···································· | 12 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定(丹波県民局) ···································· | 12 |
| | |
| 公 告 (| |
| ○ 入札公告 (情報企画課) ···································· | 13 |
| | 15 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 | |
| (砂防課) | 17 |
| 〇同 上 (同) | 18 |
| 〇同 上(同) | 19 |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧(同) | 20 |
| 〇同 上 (同) | 21 |
| | 21 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の | |
| 閲覧(同) | 22 |
| 〇同 上 (同) | 26 |
| 〇同 上 (同) | 30 |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 35 |

| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(東播磨県民局)○ 同 上(同)○ 同 上(北播磨県民局) | 36 36 37 |
|---|----------------|
| 選挙管理委員会告示 ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正 ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部改正 | 37 38 |

告示

兵庫県告示第863号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定医療機関

| 名 称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------------------------------|----------------------------|-----------|
| リズム薬局 | 芦屋市若宮町 4 − 8 −112 | 令和2年6月1日 |
| ひかり調剤薬局芦屋店 | 同 市公光町10—21 | 同 |
| のだ内科クリニック | 豊岡市日高町岩中212-1 | 同 |
| 医療法人協和会看護小規模多機能型居宅 介護スミスの母里 | 川西市火打1-21-14-2 | 令和2年3月2日 |
| 丹波市休日応急診療所 | 丹波市氷上町石生2059—5 | 令和元年7月1日 |
| つだ薬局滝野店 | 加東市上滝野2418—2 | 令和2年6月1日 |
| まついクリニック | 加古郡播磨町南野添 3-10-11 セフレ播磨 2階 | 同 |
| アイリス薬局 | 同 郡稲美町国安字運上林1286—23 | 同 |
| ひらの内科クリニック | 神崎郡福崎町西田原1484—1 | 令和2年5月11日 |

兵庫県告示第864号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定医療機関

| 名 称 | 所在地 |
|-------------|------------------|
| 小泉医院 | 伊丹市安堂寺町 1 —32 |
| 野田消化器科クリニック | 豊岡市日高町岩中212—1 |
| 木村内科クリニック | 川西市中央町3一3 中央ビル3階 |
| | |

| ケイネット訪問看護ステーション川西 | 同 市栄根 2 —11 — 9 —230 |
|-------------------|----------------------|
| 南谷希望の杜診療所 | 養父市大屋町宮本42 |
| 丹波市休日応急診療所 | 丹波市柏原町柏原443 |
| 芦沢歯科医院 | 朝来市和田山町和田山70—1 |
| アタゴ薬局 | 加古郡稲美町国安字運上林1286—23 |
| ひらの内科クリニック | 神崎郡福崎町西田原1479 |

兵庫県告示第865号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 指定年月日 |
|------------------------|--------------------------|-------------------|-------------------|----------|
| ゆりのき薬局平岡店 | 加古川市平岡町新在家 2-271-5-1F | 有限会社チカヤメディ ックス | 加古川市尾上町長田517 | 令和2年5月1日 |
| 兵庫県立リハビリテー ション西播磨病院 | たつの市新宮町光都1 -7-1 | 兵庫県知事 井 戸 敏 三 | 神戸市中央区下山手通 5-10-1 | 同 年7月1日 |

兵庫県告示第866号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | 変更内容 |
|------------------------|------------------------------------|-------------|--------------|------|
| 伊丹市南野居宅介護支 援事業所 | 伊丹市昆陽池 1 —105 社会福祉法人伊丹市社会 福祉事業団 | | 伊丹市広畑3-1 | 所在地 |
| 笹原・鈴原地域包括セ ンター | 同 市昆陽東5-2-60 グランドメゾン昆陽Ⅱ 1階 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 訪問看護ステーション ライフイズ宝塚東 | 宝塚市平井5一1一26 | 株式会社Life is | 宝塚市川面5-2-8 | 同上 |
| やさしい手宝塚 | 同 市安倉北1-10-3 フレグランス阪上101号 | 株式会社やさしい手西宮 | 西宮市今津二葉町1-23 | 同 上 |

2 廃止の届出があった指定介護機関

| 名 称 | 所在地 | 開設者 | 開設者所在地 | |
|---|---------------------|------------------|---------------------|--|
| 株式会社イズミ介護用品の 店すぷりんぐ | 三木市別所町小林687—1 | 株式会社イズミ | 三木市別所町小林687—1 | |
| ハピネス川西訪問看護ステ ーション | 川西市加茂 3 —13—26 | 社会福祉法人正心会 | 川西市丸山台3-5-6 | |
| 平成病院 (居宅介護支援事業のみ廃 止) | 南あわじ市八木養宜中173 | 医療法人社団淡路平成会 | 南あわじ市八木養宜中173 | |
| デイサービスセンター淡路 (通所介護、介護予防通所介 護のみ廃止) | 淡路市岩屋字大長谷3373 | 社会福祉法人聖隷福祉事業団 | 浜松市中区住吉 2 —12—12 | |
| 医療法人社団景珠会新宮訪 問看護ステーション (訪問看護事業のみ廃止) | たつの市新宮町井野原531— 2 | 医療法人社団景珠会 | たつの市新宮町井野原531— 2 | |
| 矢持医院 (居宅介護支援事業のみ廃 止) | 多可郡多可町中区安坂40 | 医療法人社団矢持医院 | 多可郡多可町中区安坂40 | |
| 太子町社会福祉協議会居宅 介護支援事業所 | 揖保郡太子町老原102—1 | 社会福祉法人太子町社会福祉協議会 | 揖保郡太子町老原102—1 | |
| 太子町社会福祉協議会訪問 介護事業所 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 太子町社会福祉協議会通所 介護事業所 | 同上 | 同上 | 同上 | |

兵庫県告示第867号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

| 施 | 面術者 | 千の氏 | 名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|---|-----|-----|---|---------------|------------------|----------|
| 砂 | ЛП | 佳 | 史 | 砂川鍼灸整骨院 | 洲本市栄町 3 — 3 — 15 | 令和2年4月1日 |
| 石 | 井 | 哲 | 男 | 石井訪問治療院 | 加古川市野口町二屋44—13 | 同 年6月16日 |
| 櫻 | 木 | 真 | 記 | 櫻木接骨院 | 宝塚市売布2-9-5 | 同 年7月1日 |
| 武 | 田 | 真 | 典 | 鍼灸マッサージくるり治療院 | 淡路市郡家613—2 | 同 年6月8日 |
| 溝 | П | 明 | 宏 | あきら整骨院たつの店 | たつの市龍野町日山115―4 | 同 月1日 |

兵庫県告示第868号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術機関

| | 施術者 | 子の氏 | 名 | 施術者の住所 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 変更内容 |
|---|-----|-----|---|--------------|-----------------|--------------|------|
| 森 | 田 | 崇 | 史 | 豊岡市中陰588—1 | もりた鍼灸指圧 整骨院 | 豊岡市中陰588—1 | 名 称 |
| 伊 | 豆 | 田 | 亮 | 伊丹市中野西 4 —58 | Natura鍼 灸整骨院 | 伊丹市中野西 4 —58 | 同上 |

2 廃止の届出があった指定施術機関

| 施術者の氏名 | 施術者の住所 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 |
|---------|-------------|--------------|----------------|
| 佐々木 裕 二 | 伊丹市伊丹3-9-24 | 佐々木整骨院・指圧治療院 | 伊丹市伊丹3-5-7-1 F |
| 滝 内 宜 昭 | 同 市中野西4-58 | 滝内鍼灸接骨院 | 同 市中野西 4 — 58 |

兵庫県告示第869号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加古川西部土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 | | 名 | 住所 |
|-------|-----|----------|----|---------------------|
| 理事 | | 寸 和 | | 加西市上宮木町515番地の14 |
| 同 | 蓬す | | 務 | 小野市河合中町210番地の4 |
| 同 | 片口 | 山 象 | 三 | 西脇市西脇129番地 |
| 同 | 安日 | 田 正 | 義 | 加東市山国2014番地236 |
| 同 | 吉目 | ∄ — | 兀 | 多可郡多可町中区鍛冶屋177番地 |
| 同 | 石 | 見 利 | 勝 | 姫路市増位新町1丁目8番地3の1101 |
| 同 | 菅原 | 亰 雅 | 人 | 加西市北条町黒駒302番地の1 |
| 同 | 鴨」 | 孝 | 晴 | 同 市谷町314番地 |
| 同 | 小目 | 田 正 | 幸 | 同 市坂元町245番地 |
| 同 | 三角 | 沿 敏 | 由紀 | 同 市鎮岩町36番地 |
| 同 | 藤 | 岸 | 正 | 同 市西剣坂町583番地 |
| 同 | 石 郹 | 野 正 | 弘 | 同 市尾崎町289番地 |
| 同 | 谷丿 | 定 | 隆 | 同 市倉谷町404番地の26 |
| 同 | 三 | 宅 利 | 弘 | 同 市中野町1039番地の1 |
| 同 | 菅 郹 | 野 敏 | 幸 | 同 市桑原田町441番地 |
| 同 | 黒目 | ∄ 義 | 昭 | 同 市鶉野町2194番地の6 |
| 同 | 藤 | 亰 | 章 | 同 市常吉町709番地 |
| 同 | 本 ∃ | E 真 | 規 | 同 市玉野町70番地の2 |
| 同 | 内, | 秦 | 忠 | 同 市玉丘町113番地 |
| | | | | |

| 司 | 藤原芳 | 巳 | 同 市野上町42番地 |
|---|-------|----------------|--|
| 同 | 塚 本 竹 | 士 | 同 市国正町1778番地 |
| 司 | 竹 内 正 | 己 | 同 市大内町566番地の3 |
| 司 | 田 先 賢 | 三 | 同 市鴨谷町373番地 |
| 司 | 長 浜 成 | 昭 | 同 市笹倉町786番地 |
| 同 | 宝耒和 | 行 | 小野市復井町852番地 |
| 司 | 浦上芳 | 昇 | 西脇市岡崎町355番地の1 |
| 同 | 西本善 | 明 | 加東市高岡657番地3 |
| 同 | 藤本弘 | 之 | 多可郡多可町八千代区大和625番地 |
| 同 | 田中義 | 昭 | 加西市豊倉町467番地 |
| 同 | 衣笠昭 | = | 姫路市山田町南山田176番地1 |
| 監事 | 栗山富 | 男 | 加西市段下町679番地の2 |
| 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 松末光 | 博 | 同 市別府町甲1513番地の3 |
| 同 | 能瀬 | 肇 | 同 市上野町457番地 |
| | | | |
| 同 | 蓬莱正 | 秋 | 小野市河合中町353番地 |
| おれる思 | 丸 山 義 | 治 | 西脇市八坂町120番地の2 |
| 就任役員 | rf . | t 7 | <i>A</i> = = = = = = = = = = = = = = = = = = = |
| 役員の区分 | | 名一 | 住 所 |
| 理事 | 西村和 | 平 | 加西市上宮木町515番地の14 |
| 司 | 蓬萊 | 務 | 小野市河合中町210番地の4 |
| 同 | 片 山 象 | 三 | 西脇市西脇129番地 |
| 同 | 安 田 正 | 義 | 加東市山国2014番地236 |
| 司 | 吉田一 | 四 | 多可郡多可町中区鍛冶屋177番地 |
| 司 | 清 元 秀 | 泰 | 姫路市飾東町清住571番地4 |
| 司 | 菅 原 雅 | 人 | 加西市北条町黒駒302番地の1 |
| 司 | 石 芳 | 博 | 同 市西谷町683番地 |
| 司 | 安 富 智 | 彦 | 同 市畑町1300番地の1 |
| 司 | 中 川 清 | 彦 | 同 市山下町1430番地 |
| 司 | 藤井 | 正 | 同 市西剣坂町583番地 |
| 同 | 栗山博 | 之 | 同 市段下町212番地 |
| 司 | 西 岡 成 | 人 | 同 市三口町575番地 |
| 司 | 三宅利 | 弘 | 同 市中野町1039番地の1 |
| 同 | 松 山 | 茂 | 同 市繁昌町2452番地 |
| 同 | 岡田 | 毅 | 同 市下宮木町363番地の3 |
| 司 | 藤原 | 章 | 同 市常吉町709番地 |
| 同 | 西脇 | 博 | 同 市玉野町389番地 |
| 同 | 内藤 | 忠 | 同 市玉丘町113番地 |
| 同 | 植田俊 | 弘 | 同 市池上町189番地の1 |
| 同 | 塚本竹 | ± | 同 市国正町1778番地 |
| 同 | 山田一 | 壽 | 同 市上道山町444番地の3 |
| 同 | 岩國吉 | 典 | 同 市中富町1174番地 |
| 同 | 能瀬 | 肇 | 同 市上野町457番地 |
| 同 | 蓬 莱 正 | 秋 | 小野市河合中町353番地 |
| 同 | 内橋 博 | 昭 | 西脇市合山町206番地 |
| 同 | 西本善 | 明 | 加東市高岡657番地3 |
| 同 | 谷 位 伯 | 亨 | 加東市高岡657番地3 多可郡多可町八千代区下三原337番地1 |
| | | | |
| 同 | 飯尾哲 | 也 | 加西市鶉野町133番地 |
| 同 | 小川正 | 則 | 姫路市山田町南山田445番地 4 |
| 監事 | 小川輝 | 夫 | 加西市東剣坂町232番地の2 |
| 同 | 谷 口 義 | 博 | 同 市繁昌町1443番地 |
| | | | |

| 司 | 原 田 正 利 | 同 市満久町401番地の2 |
|---|---------|---------------|
| 司 | 長谷川 大一郎 | 西脇市水尾町579番地 |
| 同 | 西村昭三 | 加東市高岡1534番地 |

兵庫県告示第870号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。 令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 | | |
|------------|-----------|--|--|
| 東田土地改良区 | 令和2年5月27日 | | |
| 中川土地改良区 | 同 年6月25日 | | |
| 神戸市神出土地改良区 | 同 年7月7日 | | |
| 神戸市八多土地改良区 | 同 月13日 | | |
| 波々伯部北土地改良区 | 同 月14日 | | |
| 大芋土地改良区 | 同 月17日 | | |
| 神戸市和田土地改良区 | 同 月27日 | | |
| 後川土地改良区 | 同 | | |

兵庫県告示第871号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(4級基準点測量)

2 作業期間

令和2年2月3日から同年3月25日まで

3 作業地域

西宮市鷲林寺南町地内

兵庫県告示第872号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量)

2 作業期間

令和2年8月3日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

養父市八鹿町高柳地内

^^^^

兵庫県告示第873号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量)

2 作業期間

令和2年6月19日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

朝来市佐嚢地内

兵庫県告示第874号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量(地図情報レベル1000))

2 作業期間

令和2年7月6日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

姫路市北部の森林域

兵庫県告示第875号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間

令和2年8月11日から同年10月9日まで

3 作業地域

尼崎市下食満地内

兵庫県告示第876号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(道路台帳図データ更新)

2 作業期間

令和2年1月22日から同年3月31日まで

3 作業地域

宝塚市全域

兵庫県告示第877号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(道路台帳図データ更新)

2 作業期間

令和2年3月11日から同月25日まで

3 作業地域

豊岡市の一部

兵庫県告示第878号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

^^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量及び平板測量)

2 作業期間

令和元年12月26日から令和2年6月30日まで

3 作業地域

新温泉町栃谷地内

兵庫県告示第879号

平成10年兵庫県告示第374号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のように改正する。 なお、その関係図面は、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。 令和2年8月18日

^^^^^

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中二重谷の項を次のように改める。

| = | 重 | 谷 | 姫 | 路 | 市 | 木 | 場 | | 重 | 谷 | 753番2から753番4までの各一部、755番の一部、756番1から756番9まで、758番1、758番2、758番3の一部、758番4、762番の一部、764番の一部、765番1の一部、765番2の一部、766番、767番の一部、768番、769番から772番までの各一部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | | 笹 | 東 | I | 814番の一部、814番1、815番、815番1、 816番から819番まで、820番1、820番2の 一部、822番の一部、862番から869番まで の各一部、872番1の一部、872番2の一部、 873番から875番までの各一部、814番から 822番に至る地先の道路敷の一部、862番から875番に至る地先の道路敷 1248番の一部、1248番地先の道路敷の一部 |

^^^^^

兵庫県告示第880号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦 覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社グリーンホテル・ズ コーポレーション

代表者の氏名 岡 村 隆 裕

住所 福岡県久留米市日吉町12-35

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) グリーンリッチホテル神戸三宮

所在地 神戸市中央区御幸通四丁目312番

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

縦覧期間 令和2年8月18日から同年9月1日まで

4 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 令和2年8月18日から同年9月1日まで

提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

兵庫県告示第881号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、加西市西高室土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

^^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 加西市西高室土地区画整理組合

事務所の所在地 加西市北条町横尾1000番地(加西市役所内)

設立認可の年月日 平成25年3月6日

2 届出の内容

氏 名 住 所

兵庫県告示第882号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定に基づく指定をした者について、次のとおり指定の更新をした。

^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| | | 名称 | 住所 | 指定の区分 | 業務区域 | 業務を行う 事務所の所 在地 | 指定の期間 |
|--|--|----|----|-------|------|----------------------|-------|
|--|--|----|----|-------|------|----------------------|-------|

| İ | Ì | İ | • | i | ĺ |
|-------|-------|----------|-------------------|-------|-------|
| 公益財団法 | 神戸市中央 | 建築基準法に | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、 | 神戸市中央 | 令和2年8 |
| 人兵庫県住 | 区小野柄通 | 基づく指定建 | 伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、 | 区小野柄通 | 月1日から |
| 宅建築総合 | 七丁目1番 | 築基準適合判 | 明石市、加古川市、三木市、高砂 | 七丁目1番 | 5年間 |
| センター | 1号 | 定資格者検定 | 市、姫路市(旧安富町区域及び旧 | 1号 | |
| | | 機関等に関す | 家島町区域を除く。)、西脇市、小 | | |
| | | る省令(平成 | 野市、加西市、丹波篠山市、丹波 | | |
| | | 11年建設省令 | 市、加東市、相生市、たつの市、 | | |
| | | 第13号)第15 | 赤穂市、朝来市、淡路市、洲本市、 | | |
| | | 条第1号から | 南あわじ市、猪名川町、稲美町、 | | |
| | | 第2号の2ま | 播磨町、多可町、神河町、市川町、 | | |
| | | でに掲げる区 | 福崎町及び太子町の区域。ただし、 | | |
| | | 分 | 確認検査対象建築物のうち、住宅 | | |
| | | | の品質確保の促進等に関する法律 | | |
| | | | (平成11年法律第81号)の規定に | | |
| | | | 基づく設計住宅性能評価申請又は | | |
| | | | 独立行政法人住宅金融支援機構法 | | |
| | | | (平成17年法律第82号)の規定に | | |
| | | | 基づく住宅金融支援機構の融資を | | |
| | | | 受けるための適合証明書の交付申 | | |
| | | | 請と確認申請、検査等を同時申請 | | |
| | | | する住宅又は併用住宅を対象とす | | |
| | | | る場合は、兵庫県の全域 | | |

兵庫県告示第883号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指定番号 | 指定年月日 (令和年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|---|---------------|---------------|
| 第R01東播位置 0001号 | 2. 8. 4 | 加古郡播磨町古田三丁目184番6,185番1の 一部、185番5の一部、185番6、185番7の一 部、185番8、185番9、185番10、185番11 | 6.00 | 42. 20 |

兵庫県告示第884号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和2年8月18日

但馬県民局長 小畑 由起夫

1 重要調整池の所在地

美方郡香美町香住区下岡字堤620番外4筆

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------|--------------------|--------|
| 株式会社中村建設 | 美方郡香美町香住区香住810番地の5 | 中村裕二 |

兵庫県告示第885号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

^^^^^

令和2年8月18日

丹波県民局 飯 塚 功 一

1 指定する土地等の所在地

丹波市氷上町石生字色綿1994-6の一部

丹波市氷上町石生字梨本2059-13の一部

丹波市氷上町石生字木ノ洲2069-12の一部

- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (i) 土地又は建物若しくは工作物の別 工作物
 - (2) 用途

兵庫県立丹波医療センター、丹波市立健康センターミルネ及び丹波市立看護専門学校

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----|-----------------------|---------|
| 兵庫県 | 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 井 戸 敏 三 |

4 指定する理由

丹波市柏原地域内の加古川流域圏における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第886号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

^^^^^

令和2年8月18日

丹波県民局 飯 塚 功 一

1 指定する土地等の所在地

丹波市氷上町石生字梨本2059-12の一部

- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別 工作物
 - (2) 用途

兵庫県立丹波医療センター、丹波市立健康センターミルネ及び丹波市立看護専門学校

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----|----------------|--------|
| 丹波市 | 丹波市氷上町成松字甲賀1番地 | 谷口進一 |

4 指定する理由

丹波市柏原地域内の加古川流域圏における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年8月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称

県・市町・中小企業等への在宅勤務用システム基盤運用管理業務

② 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和2年11月1日(日)から令和5年10月31日(火)まで

(4) 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階 兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室 システム運用班 電話(078)341-7711 内線2281 FAX(078)362-3931
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 令和2年8月19日(水)から同年9月1日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所

令和2年9月30日(水)午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者とくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年9月29日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年8月19日(水)から同年9月14日(月)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の 午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様書との適合性を確認できる書類

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年9月29日(火)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- ③ 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月28日 (月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されている こと。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定 に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of the head of the procuring entity:

Ido Toshizo, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be required:

Operation and maintenance of the system platform for telecommuting at the Hyogo Prefectural Government, the municipal governments, and small and medium enterprises, etc. in Hyogo

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 1, 2020

(4) Deadline for tender:

10:00 September 30, 2020 by direct delivery

17:00 September 29, 2020 by mail

(5) Office to contact concerning the notice:

System Administration Office, Information Policy and System Administration Division, Civil Policy Planning and Administration Department, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 2281

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。 令和2年8月18日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称

兵庫情報ハイウェイ(増強)運用保守等委託業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

⑷ 応募方法

単独企業又は企業グループによるものとする。

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿 に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時 までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。) の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、前記(1)から(4)までの各要件を全て満たしており、かつ、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。
- 3 入札書の提出場所等
 - (I) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階 兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室 システム運用班
 - (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 令和2年8月19日(水)から同年9月1日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後 5時まで(正午から午後1時までを除く。)

FAX (078) 362-3931

③ 入札・開札の日時及び場所

令和2年9月30日(水)午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

電話 (078) 341-7711 内線2276

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札及び開札の日時に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年9月29日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年8月19日(水)から同年9月14日(月)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様書との適合性を確認できる書類

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年9月23日(水)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1) ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた仕様で入札すること。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - ② 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月28日 (月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等財務規則第100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。
- イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されている こと。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (f) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ に違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定 に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

- 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
 - (1) Name and title of the head of the procuring entity:

Ido Toshizo, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be required:

Operation and maintenance of the reinforced Hyogo Information Highway

 $\ensuremath{\mbox{\scriptsize (3)}}$ Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 September 1, 2020

(4) Deadline for tender:

11:00 September 30, 2020 by direct delivery

17:00 September 29, 2020 by mail

(5) Office to contact concerning the notice:

System Administration Office, Information Policy and System Administration Division, Civil Policy Planning and Administration Department, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

^^^^^

TEL (078)341-7711 extension 2276

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 |
|---------------------------|--------------------|-------------------------|
| 多田 II (102010454) | 姫路市山田町多田(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 豊富(1) II (102010455) | 姫路市豊富町豊富(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 佐良和Ⅱ (102010456) | 姫路市飾東町佐良和(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 志吹 I - 2 (102010457) | 姫路市飾東町志吹(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 八重畑 I - 2 (102010458) | 姫路市飾東町八重畑(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 城見台(2) I-2 (102010459) | 姫路市城見台一丁目(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張 f

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課 〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 |
|-----|-----------|-------------------------|
| | | |

| 三宅(1) I-2 (123040088) | 養父市三宅(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|--------------------------|----------------|---------|
| 三宅(2) I-2 (123040089) | 養父市三宅(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 草出 I - 2 (123040090) | 養父市草出(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び関宮地域局

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指定の区域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 |
|-------------------|---|
| 丹波市柏原町母坪(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹波市柏原町母坪(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹波市柏原町田路(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹波市柏原町田路(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 丹波市柏原町北山(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| | 丹波市柏原町母坪 (別図1のとおり) 丹波市柏原町母坪 (別図2のとおり) 丹波市柏原町田路 (別図3のとおり) 丹波市柏原町田路 (別図4のとおり) |

| 北山 I - 2 (124010077) | 丹波市柏原町北山(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
|---------------------------|------------------------------|---------|
| 南多田 I - 2 (124010078) | 丹波市柏原町南多田(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 上小倉(2) I-2 (124010079) | 丹波市柏原町上小倉(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所柏原支所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第790号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

志吹 I (102010189) の項中別図22、八重畑 I (102010201) の項中別図31、豊富 II (102010234) の項中別図64、城見台(2) I (102010244) の項中別図74を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張 所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課 〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

③ 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第541号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

三宅(1) I (123040003) の項中別図 3、耳堂(3) II (123040004) の項中別図 4、三宅(2) I (123040005) の項中別図 5、大谷(3) I (123040010) の項中別図10、奥村 I (123040013) の項中別図13、万久里(1) I (123040015) の項中別図15、万久里(2) II (123040016) の項中別図16、万久里(1) II (123040017) の項中別図17、尾崎 I (123040020) の項中別図20、片岡 I (123040021) の項中別図21、八木谷 I (123040028) の項中別図28、吉井 I (123040030) の項中別図30、葛畑(3) II (123040052) の項中別図52、安井(2) II (123040058) の項中別図58、出合(1) II (123040063) の項中別図63、草出 I (123040073) の項中別図73、草出(1) II (123040074) の項中別図74を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び関宮地域局

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場 320

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第717号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

^^^^^

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満 了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

母坪 I (124010001) の項中別図 1、母坪(2) I (124010002) の項中別図 2、田路 I (124010004) の項中別図 4、田路(3) I (124010005) の項中別図 5、北山(2) I (124010007) の項中別図 7、北山 I (124010008) の項中別図 8、東鴨野(2) I (124010010) の項中別図10、大新屋 I (124010011) の項中別図11、南多田 I (124010014) の項中別図14、小南 I (124010029) の項中別図29、柏原(10) I (124010031) の項中別図31、上小倉(2) I (124010036) の項中別図36、上小倉(4) II (124010050) の項中別図50、口石戸川 I (224010001)

の項中別図72、室地川 I (224010004) の項中別図75、鴨野川 I (224010033) の項中別図104を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所柏原支所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

^^^^^

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項 |
|----------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 大釜(2) I (102010169) | 姫路市飾東町大釜 (別図1の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 小原(1) I (102010170) | 姫路市飾東町小原(別図2の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 小原(2) I (102010171) | 姫路市飾東町小原(別図3の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 小原(3) I (102010172) | 姫路市飾東町小原 (別図4の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 小原 Ⅲ (102010173) | 姫路市飾東町小原(別図5の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 小原新 I (102010174) | 姫路市飾東町小原新 (別図 6 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 小原新Ⅲ (102010175) | 姫路市飾東町小原新 (別図 7 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |

| 北野(1)Ⅲ (102010176) | 姫路市飾東町北野 (別図8の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
|--------------------------------|---------------------------------------|---------|----------|
| 北野(2)Ⅲ (102010177) | 姫路市飾東町北野(別図9の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 清住(1) II (102010182) | 姫路市飾東町清住(別図10の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 清住(2) II (102010183) | 姫路市飾東町清住(別図11の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 清住 Ⅲ (102010185) | 姫路市飾東町清住(別図12の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 塩崎(1)Ⅲ (102010187) | 姫路市飾東町塩崎 (別図13の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 塩崎(2)Ⅲ (102010188) | 姫路市飾東町塩崎 (別図14の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 志吹 I (102010189) | 姫路市飾東町志吹(別図15の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 唐端新 I (102010190) | 姫路市飾東町唐端新 (別図16 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 唐端新(2) II (102010192) | 姫路市飾東町唐端新(別図17 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 唐端新(4) II (102010194) | 姫路市飾東町志吹 (別図18の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 唐端新(2) Ⅲ (102010197) | 姫路市飾東町唐端新 加古川市志方町西牧 (別図19 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 唐端新(3)Ⅲ (102010198) | 姫路市飾東町唐端新(別図20 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 豊国(1) I (102010199) | 姫路市飾東町豊国(別図21の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 豊国Ⅲ (102010200) | 姫路市飾東町豊国(別図22の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 八重畑 I (102010201) | 姫路市飾東町八重畑(別図23 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 八重畑(3) I (102010203) | 姫路市飾東町八重畑(別図24 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 八重畑 II (102010204) | 姫路市飾東町八重畑(別図25 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 八重畑(2) Ⅲ (102010206) | 姫路市飾東町八重畑(別図26 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |

| 山崎Ⅱ (102010207) | 姫路市飾東町山崎 (別図27の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
|-------------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 夕陽ヶ丘(1) I (102010208) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図 28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 夕陽ヶ丘(3) I (102010210) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図 29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 夕陽ヶ丘(4) I (102010211) | 姫路市飾東町夕陽ヶ丘(別図 30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 御蔭 I (102010227) | 姫路市豊富町御蔭 (別図31の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 御蔭Ⅱ (102010228) | 姫路市豊富町御蔭(別図32の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 御蔭(1)Ⅲ (102010230) | 姫路市豊富町御蔭 (別図33の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 御蔭(2) Ⅲ (102010231) | 姫路市豊富町御蔭 (別図34の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 神谷(2) II (102010232) | 姫路市豊富町神谷(別図35の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 神谷 Ⅲ (102010233) | 姫路市豊富町神谷(別図36の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 豊富 II (102010234) | 姫路市豊富町豊富(別図37の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 多田 Ⅲ (102010237) | 姫路市山田町多田(別図38の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 東多田 I (102010238) | 姫路市山田町多田(別図39の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 西山田 I (102010240) | 姫路市山田町西山田(別図40 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 南山田 Ⅲ (102010241) | 姫路市山田町南山田(別図41 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 福地 II (102010242) | 姫路市山田町南山田(別図42 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 城見台(2) I (102010244) | 姫路市城見台一丁目(別図43 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 城見台(3) I (102010245) | 姫路市城見台三丁目(別図44 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 城見台(4) I (102010246) | 姫路市城見台二丁目(別図45 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 城見台(5) I (102010247) | 姫路市城見台二丁目(別図46 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |

| 多田 II (102010454) | 姫路市山田町多田(別図47の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
|-------------------------|-------------------------------------|---------|----------|
| 豊富(1) II (102010455) | 姫路市豊富町豊富 (別図48の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 佐良和Ⅱ (102010456) | 姫路市飾東町佐良和 (別図49 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 北野川 I (202010089) | 姫路市飾東町北野 (別図50の とおり) | 土石流 | 別図50のとおり |
| 庄川第2 I (202010093) | 姫路市飾東町豊国 (別図51の とおり) | 土石流 | 別図51のとおり |
| 佐土川 II (202010100) | 姫路市飾東町山崎 (別図52の とおり) | 土石流 | 別図52のとおり |
| 城山東谷 I (202010106) | 姫路市豊富町豊富(別図53の とおり) | 土石流 | 別図53のとおり |
| 金竹東II (202010110) | 姫路市豊富町御蔭 (別図54の とおり) | 土石流 | 別図54のとおり |
| 金竹奥 II (202010111) | 姫路市豊富町御蔭 (別図55の とおり) | 土石流 | 別図55のとおり |
| 生野谷Ⅱ (202010112) | 姫路市豊富町御蔭 (別図56の とおり) | 土石流 | 別図56のとおり |
| 糸井(1) I (137000012) | 揖保郡太子町糸井 姫路市勝原区朝日谷(別図57 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 糸井(2) I (137000013) | 揖保郡太子町糸井 姫路市網干区和久(別図58の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |

(別図1から別図58までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日 (水) から同年9月9日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所、姫路市役所危機管理室、飾東出張所、北出張所及び船山出張 所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所河川砂防課

〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地

③ 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

へへへくない。 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 三宅II | 名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項 |
|---|----|-----------|-------------------------|---------------------------------------|
| (123040002) り) 急傾斜地の崩壊 別図2のとおり 三宅(1) I (123040003) り) 急傾斜地の崩壊 別図3のとおり 123040004) り) 急傾斜地の崩壊 別図4のとおり 別図4のとおり シー シー シー シー シー シー シー シ | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| (123040003) り) 急傾斜地の崩壊 別図3のとおり 別図4のとおり 123040004) り) 急傾斜地の崩壊 別図4のとおり シャ シャ シャ シャ シャ シャ シャ シ | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| (123040004) | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| (123040005) り) 急傾斜地の崩壊 別図5のとおり 向三宅II (123040009) り) 急傾斜地の崩壊 別図6のとおり 大谷(3) I (123040010) り) 急傾斜地の崩壊 別図7のとおり 大谷(3) I (123040010) り) 急傾斜地の崩壊 別図8のとおり 大谷(1) I (123040011) り) 急傾斜地の崩壊 別図9のとおり 大谷(1) I (123040012) り) 急傾斜地の崩壊 別図9のとおり 奥村 I (123040013) り) 急傾斜地の崩壊 別図10のとおり カンス里(1) I (123040015) り) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 万久里(1) II (123040017) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり カンス里(1) II (123040017) 急傾斜地の崩壊 別図12のとおり カンス里(1) II (123040017) 急傾斜地の崩壊 別図13のとおり カンス里(2) I (123040018) り) カンスコンスコンスコンスコンスコンスコンスコンスコンスコンスコンスコンスコンスコン | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| (123040009) り) 急傾斜地の崩壊 別図6のとおり 大谷(3) I (123040010) り) 急傾斜地の崩壊 別図7のとおり 大谷 II (123040011) り) 急傾斜地の崩壊 別図8のとおり 大谷(1) I (123040012) り) 急傾斜地の崩壊 別図9のとおり 奥村 I (123040013) り) 急傾斜地の崩壊 別図10のとおり 万久里(1) I (123040015) り) 急傾斜地の崩壊 別図10のとおり 万久里(1) II (123040017) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり カク里(1) II (123040017) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり カク里(1) II (123040017) 急傾斜地の崩壊 別図12のとおり カク里(2) I (123040018) り) 急傾斜地の崩壊 別図12のとおり 別図12のとおり 別図12のとおり 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 急傾斜地の崩壊 別図12のとおり 別図12のとおり 別図12のとおり 急傾斜地の崩壊 別図13のとおり 急傾斜地の崩壊 別図13のとおり | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| (123040010) | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| (123040011) り) 急傾斜地の崩壊 別図8のとおり 大谷(1) I 養父市大谷(別図9のとおり 123040012) り) 急傾斜地の崩壊 別図9のとおり 別図9のとおり 1(123040013) り) 急傾斜地の崩壊 別図10のとおり 別図10のとおり り) た久里(1) I (123040015) り) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 別図11のとおり り) 意父市万久里(別図12のとおり り) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 別図12のとおり り) 急傾斜地の崩壊 別図12のとおり 別図12のとおり り) 急傾斜地の崩壊 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり 別図13のとおり | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| (123040012) り) 急傾斜地の崩壊 別図9のとおり 奥村 I 養父市大谷 (別図10のとお | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| (123040013) り) 急傾斜地の崩壊 別図10のとおり 万久里(1) I (123040015) り) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 万久里(1) II (123040017) 養父市万久里(別図12のとおり) ショウ | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| (123040015) り) 急傾斜地の崩壊 別図11のとおり 万久里(1) II 養父市万久里 (別図12のとおり (123040017) り) 急傾斜地の崩壊 別図12のとおり 万久里(2) I 養父市万久里 (別図13のとおり) 急傾斜地の崩壊 別図13のとおり 利名田 I 養父市屋崎 (別図14のとおり) | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| (123040017) り) 急傾斜地の崩壊 別図12のとおり 万久里(2) I (123040018) り) 急傾斜地の崩壊 別図13のとおり かり 急傾斜地の崩壊 別図13のとおり カ多田 J 養父市尾崎(別図14のとお | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| (123040018) り) 急傾斜地の崩壊 別凶13のとおり 和多田 I 養父市尾崎(別図14のとお) | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 和多田 I 養父市尾崎(別図14のとお 4 ほん) は カルドラ は カ | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| (123040019) り) 急傾斜地の崩壊 別凶14のとおり | | | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |

| | 1 | 1 | 1 |
|--------------------------------|------------------|---------|----------|
| 尾崎 I (123040020) | 養父市尾崎(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 片岡 I (123040021) | 養父市関宮 (別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 関宮Ⅱ (123040022) | 養父市関宮 (別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 関宮(1) I (123040023) | 養父市関宮 (別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 関宮(2) I (123040024) | 養父市関宮 (別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 相地 I (123040025) | 養父市関宮(別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 八木谷(4) II (123040026) | 養父市関宮(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 八木谷(3) II (123040027) | 養父市関宮(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 八木谷 I (123040028) | 養父市関宮(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 八木谷(1) II (123040029) | 養父市関宮(別図24のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 吉井 I (123040030) | 養父市吉井 (別図25のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 吉井II (123040031) | 養父市吉井 (別図26のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 足坂 I (123040036) | 養父市中瀬 (別図27のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 摺鉢(4) II (123040038) | 養父市轟(別図28のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 摺鉢(3) II (123040039) | 養父市轟 (別図29のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 摺鉢(2) II (123040040) | 養父市轟 (別図30のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 尾原 I (123040043) | 養父市出合(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 尾原(3) II (123040044) | 養父市出合(別図32のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 尾原(1) II (123040046) | 養父市出合(別図33のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 出合(1) I (123040047) | 養父市出合(別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |

| 出合(4) II (123040048) | 養父市出合(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
|---------------------------------|-------------------|---------|----------|
| 小路頃(2) I (123040050) | 養父市出合(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 出合(3) II (123040051) | 養父市出合(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 葛畑(3) Ⅱ (123040052) | 養父市葛畑(別図38のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 葛畑(3) I (123040053) | 養父市葛畑(別図39のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 葛畑(1) I (123040055) | 養父市葛畑(別図40のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 安井(3) II (123040057) | 養父市安井 (別図41のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 安井(2) II (123040058) | 養父市安井(別図42のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 安井(1) II (123040059) | 養父市安井 (別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 安井 I (123040060) | 養父市安井(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 鵜縄(1) I (123040061) | 養父市鵜縄(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 出合(1) II (123040063) | 養父市出合(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 川原場(2) II (123040065) | 養父市川原場 (別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 川原場(1) II (123040067) | 養父市川原場 (別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 別宮 I (123040068) | 養父市別宮(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 別宮 II (123040069) | 養父市別宮(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 草出(2) II (123040072) | 養父市草出(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 草出 I (123040073) | 養父市草出(別図52のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 草出(1) Ⅱ (123040074) | 養父市草出(別図53のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 梨ケ原(2) I (123040075) | 養父市梨ケ原 (別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |

| 梨ケ原(1) I (123040076) | 養父市梨ケ原(別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
|-------------------------|-------------------|---------|----------|
| 丹戸(1) I (123040078) | 養父市丹戸(別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |
| 岡(2) I (123040079) | 養父市丹戸(別図57のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 奈良尾(1) I (123040082) | 養父市奈良尾 (別図58のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 福定(2) I (123040083) | 養父市福定(別図59のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 大久保(1) I (123040085) | 養父市大久保 (別図60のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 大久保 I (123040086) | 養父市大久保(別図61のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 深田川 I (223040003) | 養父市三宅(別図62のとおり) | 土石流 | 別図62のとおり |
| 下高尾谷川 I (223040012) | 養父市万久里 (別図63のとおり) | 土石流 | 別図63のとおり |
| 中高尾谷川 I (223040013) | 養父市万久里 (別図64のとおり) | 土石流 | 別図64のとおり |
| 宮ノ尾谷川Ⅱ (223040014) | 養父市万久里 (別図65のとおり) | 土石流 | 別図65のとおり |
| 花盛川 I (223040017) | 養父市尾崎(別図66のとおり) | 土石流 | 別図66のとおり |
| お大師川 I (223040022) | 養父市関宮(別図67のとおり) | 土石流 | 別図67のとおり |
| 山根川 I (223040023) | 養父市関宮(別図68のとおり) | 土石流 | 別図68のとおり |
| ムクロジ川Ⅱ (223040026) | 養父市関宮(別図69のとおり) | 土石流 | 別図69のとおり |
| 横次川II (223040028) | 養父市関宮(別図70のとおり) | 土石流 | 別図70のとおり |
| アワン谷川 I (223040029) | 養父市下吉井 (別図71のとおり) | 土石流 | 別図71のとおり |
| 円光寺川 I (223040031) | 養父市吉井 (別図72のとおり) | 土石流 | 別図72のとおり |
| 岩屋川 II (223040034) | 養父市轟(別図73のとおり) | 土石流 | 別図73のとおり |
| 下塩谷川 I (223040035) | 養父市出合(別図74のとおり) | 土石流 | 別図74のとおり |

| 上塩谷川 I (223040036) | 養父市出合 (別図75のとお り) | 土石流 | 別図75のとおり |
|------------------------|----------------------|-----|----------|
| 小松川Ⅱ (223040040) | 養父市葛畑 (別図76のとお り) | 土石流 | 別図76のとおり |
| 奥の谷川 I (223040041) | 養父市葛畑 (別図77のとお り) | 土石流 | 別図77のとおり |
| 神場川Ⅱ (223040043) | 養父市葛畑 (別図78のとおり) | 土石流 | 別図78のとおり |
| 荒倉川 II (223040044) | 養父市葛畑 (別図79のとおり) | 土石流 | 別図79のとおり |
| 小谷川 I (223040045) | 養父市安井 (別図80のとおり) | 土石流 | 別図80のとおり |
| 廣土川 I (223040047) | 養父市安井 (別図81のとお り) | 土石流 | 別図81のとおり |
| コミノ谷川 I (223040049) | 養父市鵜縄 (別図82のとおり) | 土石流 | 別図82のとおり |
| ヲミノ谷川 I (223040050) | 養父市鵜縄 (別図83のとおり) | 土石流 | 別図83のとおり |
| 荒倉谷川 II (223040051) | 養父市鵜縄 (別図84のとおり) | 土石流 | 別図84のとおり |
| イボン谷川 I (223040055) | 養父市草出 (別図85のとお り) | 土石流 | 別図85のとおり |
| 古畑下谷川 I (223040060) | 養父市福定 (別図86のとおり) | 土石流 | 別図86のとおり |

(別図1から別図86までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

- 3 指定の案の閲覧場所
 - 兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び関宮地域局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

③ 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 名称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類 | 自然現象により建築物 に作用すると想定され る衝撃に関する事項 |
|-------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 母坪 I (124010001) | 丹波市柏原町母坪 (別図1の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 母坪(2) I (124010002) | 丹波市柏原町母坪 (別図2の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 田路 I (124010004) | 丹波市柏原町田路 (別図3の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 田路(3) I (124010005) | 丹波市柏原町田路 (別図4の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 北山(2) I (124010007) | 丹波市柏原町北山(別図5の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 北山 I (124010008) | 丹波市柏原町北山(別図6の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 東鴨野 I (124010009) | 丹波市柏原町鴨野(別図7の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 東鴨野(2) I (124010010) | 丹波市柏原町鴨野 (別図8の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 大新屋 I (124010011) | 丹波市柏原町大新屋 (別図 9 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 挙田(2) I (124010012) | 丹波市柏原町挙田(別図10の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 挙田 I (124010013) | 丹波市柏原町挙田(別図11の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 南多田 I (124010014) | 丹波市柏原町南多田 (別図12 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 南多田(3) I (124010015) | 丹波市柏原町南多田 (別図13 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 南多田(4) I (124010016) | 丹波市柏原町南多田 (別図14 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 南多田(2) I (124010017) | 丹波市柏原町南多田 (別図15 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 柏原(4) I (124010018) | 丹波市柏原町柏原 (別図16の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| | 1 | I | I |

| 柏原(1) I (124010019) | 丹波市柏原町柏原 (別図17の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
|-------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 柏原(3) I (124010020) | 丹波市柏原町柏原(別図18の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 柏原(5) I (124010021) | 丹波市柏原町柏原(別図19の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 柏原(6) I (124010022) | 丹波市柏原町東奥 (別図20の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 東奥(2) I (124010023) | 丹波市柏原町東奥 (別図21の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 東奥(1) I (124010024) | 丹波市柏原町東奥 (別図22の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 柏原(7) I (124010025) | 丹波市柏原町柏原(別図23の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 柏原(8) I (124010026) | 丹波市柏原町柏原(別図24の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 見長(2) I (124010027) | 丹波市柏原町見長(別図25の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 見長(1) I (124010028) | 丹波市柏原町見長(別図26の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 小南 I (124010029) | 丹波市柏原町小南(別図27の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 柏原(9) I (124010030) | 丹波市柏原町柏原(別図28の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 柏原(10) I (124010031) | 丹波市柏原町柏原(別図29の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 柏原(2) I (124010032) | 丹波市柏原町柏原(別図30の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 北中 I (124010033) | 丹波市柏原町北中(別図31の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 下小倉 I (124010034) | 丹波市柏原町下小倉(別図32 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 上小倉(2) I (124010036) | 丹波市柏原町上小倉(別図33 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 上小倉(5) I (124010037) | 丹波市柏原町上小倉(別図34 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 上小倉(3) I (124010038) | 丹波市柏原町上小倉(別図35 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 田路Ⅱ (124010039) | 丹波市柏原町田路 (別図36の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |

| 大新屋 II (124010040) | 丹波市柏原町大新屋 (別図37 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
|----------------------------------|--------------------------|---------|----------|
| 大新屋(2) II (124010041) | 丹波市柏原町大新屋(別図38 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 拳田 II (124010042) | 丹波市柏原町挙田(別図39の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 南多田(1) II (124010043) | 丹波市柏原町南多田(別図40 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 南多田(2) II (124010044) | 丹波市柏原町南多田(別図41 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 見長 II (124010045) | 丹波市柏原町見長 (別図42の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 北中II (124010046) | 丹波市柏原町北中(別図43の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 上小倉(1) Ⅱ (124010047) | 丹波市柏原町上小倉(別図44 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 上小倉(2) II (124010048) | 丹波市柏原町上小倉(別図45 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 石戸(7)Ⅲ (124010049) | 丹波市柏原町石戸(別図46の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 上小倉(4) II (124010050) | 丹波市柏原町上小倉(別図47 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 上小倉(5) II (124010051) | 丹波市柏原町上小倉(別図48 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 上小倉(6) II (124010052) | 丹波市柏原町上小倉(別図49 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 鴨野 Ⅲ (124010053) | 丹波市柏原町鴨野(別図50の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 大新屋(1) III (124010054) | 丹波市柏原町大新屋(別図51 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 大新屋(2)III (124010055) | 丹波市柏原町大新屋(別図52 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 北中(2)Ⅲ (124010058) | 丹波市柏原町北中(別図53の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 北中(3) Ⅲ (124010059) | 丹波市柏原町北中(別図54の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 下小倉(1)Ⅲ (124010060) | 丹波市柏原町下小倉(別図55 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 下小倉(2) III (124010062) | 丹波市柏原町下小倉(別図56 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |

| 下小倉(3)Ⅲ (124010063) | 丹波市柏原町下小倉(別図57 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
|----------------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 下小倉(5) III (124010065) | 丹波市柏原町下小倉(別図58 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 石戸(1) Ⅲ (124010066) | 丹波市柏原町石戸(別図59の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 石戸(2)III (124010067) | 丹波市柏原町石戸(別図60の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 石戸(4)III (124010069) | 丹波市柏原町石戸(別図61の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 石戸(5) Ⅲ (124010070) | 丹波市柏原町石戸(別図62の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 石戸(6)Ⅲ (124010071) | 丹波市柏原町石戸(別図63の とおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 口石戸川 I (224010001) | 丹波市柏原町石戸(別図64の とおり) | 土石流 | 別図64のとおり |
| 室地川 I (224010004) | 丹波市柏原町上小倉(別図65 のとおり) | 土石流 | 別図65のとおり |
| 上小倉東谷川 I (224010006) | 丹波市柏原町上小倉(別図66 のとおり) | 土石流 | 別図66のとおり |
| 円成寺谷 I (224010007) | 丹波市柏原町下小倉(別図67 のとおり) | 土石流 | 別図67のとおり |
| 山田谷 I (224010023) | 丹波市柏原町柏原(別図68の とおり) | 土石流 | 別図68のとおり |
| 大新屋川 I (224010029) | 丹波市柏原町大新屋(別図69 のとおり) | 土石流 | 別図69のとおり |
| 高見城谷川 I (224010030) | 丹波市柏原町大新屋(別図70 のとおり) | 土石流 | 別図70のとおり |
| 東谷川(2) I (224010032) | 丹波市柏原町鴨野 (別図71の とおり) | 土石流 | 別図71のとおり |
| 鴨野川 I (224010033) | 丹波市柏原町鴨野 (別図72の とおり) | 土石流 | 別図72のとおり |
| 柳谷Ⅱ (224010036) | 丹波市柏原町石戸(別図73の とおり) | 土石流 | 別図73のとおり |
| 石戸小谷Ⅱ (224010038) | 丹波市柏原町石戸(別図74の とおり) | 土石流 | 別図74のとおり |
| 池端谷川Ⅱ (224010039) | 丹波市柏原町下小倉(別図75 のとおり) | 土石流 | 別図75のとおり |
| 上小倉奥谷 II (224010040) | 丹波市柏原町上小倉(別図76 のとおり) | 土石流 | 別図76のとおり |

(別図1から別図77までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月26日(水)から同年9月9日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所柏原支所

- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課

〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688

(3) 提出期限

令和2年9月9日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月9日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

^^^^^

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 加西中野複合商業施設

所在地 加西市中野町字宮ノ前1番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾健一

株式会社キリン堂 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 寺 西 豊 彦

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 住所 仕表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一

株式会社キリン堂 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号 寺 西 豊 彦

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年4月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,589平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数

112台

(2) 駐輪場の収容台数

79台

③ 荷さばき施設の面積

80平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

24.7立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時から午後9時45分まで

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、出口1箇所、入口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和2年7月31日

- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年8月18日から4月間

- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和2年12月18日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古郡稲美町中村字そけ谷434番22、434番51から434番56まで、434番59から434番62まで、434番67、434番68、435番22、448番1、448番2、449番1から449番3まで、453番8、453番32、453番33、434番51地先水路、434番52地先里道、434番56地先水路、448番1地先水路

同 郡同 町中村字八反坪732番1、732番2の一部、733番、734番1、734番2、732番2地先里道

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古川市加古川町北在家2242番地

株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三 宅 忠

3 許可年月日及び許可番号

令和元年10月31日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-24号(1稲美)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 加古郡稲美町国岡六丁目147番2、148番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 明石市大久保町駅前二丁目6番地の8 NRビル403号 株式会社ホームアカデミー 代表取締役 笠 井 文 雄
- 3 許可年月日及び許可番号

令和2年3月26日

兵庫県指令東播(加土)(建)第1-42号(1稲美)

^^^^^

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年8月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 小野市上本町27番1の一部、27番20、27番21の一部、27番22の一部、27番26の一部、27番27の一部、27番30の一部、27番22地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 加古川市平岡町新在家3丁目288番地の10 株式会社明治住建 代表取締役 田 中 伸 祐
- 3 許可年月日及び許可番号

令和2年3月19日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-25号(1小野)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年8月18日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本

2 老人ホームの表姫路市の項中

サービス付き高齢者向け住宅 コウセイケ 同 市御立西1丁目23番9号 アホーム

を

サービス付き高齢者向け住宅 コウセイケ 同 市御立西1丁目23番9号 アホーム 特別養護老人ホーム 厚生園 同 市御立西4丁目1一19

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、変更及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年8月18日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本

表尼崎市の項中

を 「 杭瀬地域学習館 尼崎市杭瀬本町1丁目3-24

に、 「

尼崎市立小田南生涯学習プラザ

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘

尼崎市長洲本通1丁目15—38

尼崎市南武庫之荘11丁目6-15

尼崎市南武庫之荘11丁目6-15

を 「

尼崎市立小田南生涯学習プラザ

尼崎市長洲中通1丁目6-10

に改める。